

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案に
対する修正案

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中道路整備特別措置法第二十三条第三項の改正規定を次のように改める。

第二十三条第三項後段を削る。

第二条中独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第三十一条第一項の改正規定を次のように改める。

第三十一条の見出しを「（機構の解散時における残余財産）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定による」を「その」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第一条ただし書中「第二十三条第三項の」を「第二十三条第三項後段を削る」に改める。